

平成 27 年 12 月 2 日

株式交換に関する事項(事前開示事項)について

東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
株式会社日本製鋼所
代表取締役社長 佐藤 育男

当社及び株式会社名機製作所（以下、「名機製作所」といいます。）は、平成 28 年 3 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、名機製作所を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことにつき合意し、平成 27 年 11 月 30 日に、株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

本株式交換に関する事前開示事項(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条)は、以下のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容(会社法第 794 条第 1 項)

本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 193 条第 1 号)

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

| | 当社 (株式交換完全親会社) | 名機製作所 (株式交換完全子会社) |
|--------------|-------------------|----------------------|
| 本株式交換に係る割当比率 | 1 | 0.21 |

株式の割当比率

名機製作所の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 0.21 株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する名機製作所の普通株式 12,211,000 株（平成 27 年 11 月 30 日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により、当社の普通株式 2,373,894（予定）株を割当て交付いたしますが、交付する普通株式は保有する自己株式（平成 27 年 9 月 30 日現在 6,366,925 株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、名機製作所は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により当社が名機製作所の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する名機製作所の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）において名機製作所が保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係

る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を基準時をもって消却する予定です。そのため、本株式交換により割当て交付する予定の上記普通株式数については、名機製作所が保有する自己株式(平成27年9月30日現在34,742株)に対し当社の普通株式を割当て交付することを前提としておりません。また、同普通株式数は、名機製作所による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1,000株未満の株式)を保有することとなる名機製作所の株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている名機製作所の株式が4,762株未満である名機製作所の株主の皆様は、当社の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

ア 単元未満株式の買取制度(1,000株未満の株式の売却)

会社法第192条等の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式を買取を請求することができる制度です。

イ 単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)

会社法第194条及び当社の定款等の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対しその保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる普通株式を売渡すことを請求し、これを当社から買増することができる制度です。

1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる名機製作所の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

割当ての内容の根拠及び理由

当社及び名機製作所は、本株式交換に用いられる上記2.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はSMBC日興証券株式会社(以下、「SMBC日興証券」といいます。)を、名機製作所はみずほ証券株式会社(以下、「みずほ証券」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関に選定

いたしました。

当社及び名機製作所は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社及び名機製作所の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及び名機製作所は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成 27 年 11 月 30 日に開催された当社及び名機製作所の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

算定機関の名称及び上場会社との関係

当社の第三者算定機関である SMBC 日興証券及び名機製作所の第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも当社及び名機製作所からは独立した算定機関であり、当社及び名機製作所の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

SMBC 日興証券は、当社については、当社が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、名機製作所については、同社が名古屋証券取引所市場第二部に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）を用いて算定を行いました。

各評価方法による名機製作所の普通株式 1 株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|-------|-------------|
| 市場株価法 | 0.19～0.20 |
| DCF 法 | 0.15～0.26 |

なお、市場株価法においては、平成 27 年 11 月 27 日を算定基準日として、当社については、東京証券取引所における算定基準日から遡る 1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。名機製作所については、名古屋証券取

引所における算定基準日から遡る 1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を算定しております。

DCF 法においては、当社及び名機製作所が作成した平成 28 年 3 月期から平成 30 年 3 月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を算定しております。なお、SMBC 日興証券が DCF 法の採用に当たり前提とした、名機製作所の事業計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。具体的には、平成 29 年 3 月期の営業利益について、前事業年度と比較し、営業利益 108 百万円増を見込んでおります。これは、射出成形機の売上拡大が見込まれることによるものです。さらに、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

SMBC 日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で SMBC 日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成 27 年 11 月 27 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

また、SMBC 日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

当社は、SMBC 日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、SMBC 日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

他方、みずほ証券は、当社については、当社が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、名機製作所については、同社が名古屋証券取引所市場第二部に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価基準法を、また両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を用いて算定を行っております。

みずほ証券は、市場株価基準法においては、平成 27 年 11 月 27 日を算定基準日として、当社については東京証券取引所、名機製作所については名古屋証券取引所における算定基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、みずほ証券は、当社について、当社が作成した平成28年3月期から平成30年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は7.3%～8.3%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長法では永久成長率として-0.5%～+0.5%を採用しております。なお、みずほ証券がDCF法の採用に当たり前提とした、当社の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。他方、名機製作所については、名機製作所が作成した平成28年3月期から平成30年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は6.7%～7.7%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長法では永久成長率として-0.5%～+0.5%を採用しております。なお、みずほ証券がDCF法の採用に当たり前提とした、名機製作所の事業計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。具体的には、平成29年3月期の営業利益について、前事業年度と比較し、営業利益108百万円増を見込んでおります。これは、射出成形機の売上拡大が見込まれることによるものです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

また、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

なお、各評価方法による名機製作所の普通株式1株に対する当社株式の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価基準法 | 0.18～0.20 |
| DCF法 | 0.11～0.22 |

公正性を担保するための措置

当社及び名機製作所は、当社が既に名機製作所の発行済株式数の 51.85%を保有する親会社であることから、本株式交換については、その公正性を担保する必要があると判断しました。そのため、当社は、第三者算定機関である SMBC 日興証券を選定し、平成 27 年 11 月 27 日付にて、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については上記「算定の概要」をご参照下さい。なお、当社は、SMBC 日興証券から、本株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の取得はしていません。

他方、名機製作所は、第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成 27 年 11 月 27 日付にて、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については上記「算定の概要」をご参照下さい。なお、名機製作所は、みずほ証券から、本株式交換比率が名機製作所にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の取得はしていません。

さらに、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、当社は野村綜合法律事務所を、名機製作所は弁護士法人大江橋法律事務所を選定し、それぞれ本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

利益相反を回避するための措置

当社が既に名機製作所の発行済株式数の 51.85%を保有する親会社であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

ア 名機製作所における利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

名機製作所の取締役のうち、代表取締役社長である村上博司氏は当社の執行役員を兼務しており、社外取締役である三戸慎吾氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反防止の観点から、名機製作所の取締役会の本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、名機製作所の立場で本株式交換の協議及び交渉に参加していません。

平成 27 年 11 月 30 日開催の名機製作所の取締役会では、本株式交換契約に関する議案について、名機製作所の取締役のうち村上博司氏及び三戸慎吾氏を除く出席取締役 3 名全員の賛同を得て承認可決されております。

また、上記取締役会には、監査役 3 名全員が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

イ 名機製作所における利害関係を有しない第三者からの意見の取得

名機製作所は、本株式交換を検討するに当たり、支配株主である当社と利害関係を有しない名機製作所の社外監査役であり、名古屋証券取引所に独立役員として届け出ている鈴木進也氏及び牧原徳充氏に対し、名古屋証券取引所の定める規則に基づき、(a)本株式交換の目的の合理性、(b)本株式交換の手続きの公正性、(c)本株式交換の条件の妥当性、(d)(a)ないし(c)の観点から、本株式交換が少数株主にとって不利益なものではないかに関する検討を依頼しました。両氏は、かかる検討にあたり、(i)名機製作所及び当社から、それぞれ、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯等について説明を受け、(ii)名機製作所から、本株式交換に係る名機製作所の意思決定の方法及び過程に関する説明を受け、(iii)みずほ証券から、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。両氏は、みずほ証券が作成した株式交換比率に関する算定書その他の本株式交換に関連する各種資料及び上記関係者から受けた説明の内容を踏まえ慎重に検討した結果、(a)本株式交換により名機製作所が当社の完全子会社になることに伴い、人材交流の活発化や開発投資の効率化により技術提携のさらなる加速が期待でき、また、名機製作所における当社グループの一員としての立場が明確となることにより、遊休資産活用のための選択肢の拡大や柔軟かつ相互的な組立業務の委託が可能となること等から、本株式交換は名機製作所の企業価値向上に資するものとして、その目的に合理性があること、(b)本株式交換において、名機製作所は、独立した外部専門家の助言等を受け、また、独立した第三者算定機関の株式交換比率算定書をもとに、特別利害関係人の関与を排除して慎重に検討、協議及び交渉を行っていること等から、本株式交換の手続きは公正であること、(c)独立した第三者算定機関による株式価値評価の算定方法等に不合理な点は認められず、また、本株式交換の条件は、公正と認められる交渉の結果も踏まえて決定されたと認められることから、本株式交換の条件は妥当であること、(d)前述の事項を総合的に勘案すれば、本株式交換が名機製作所の少数株主にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書を、平成 27 年 11 月 30 日の取締役会における本株式交換契約に関する議案の審議に先立ち、平成 27 年 11 月 27 日付で取締役会に提出しています。

(3) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、本株式交換後の当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

増加する資本金の額：金 0 円

増加する資本準備金の額：0 円

増加する利益準備金の額：金 0 円

(4) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び名機製作所は、名機製作所普通株式に係る本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社は、当社株式は東京証券取引市場第一部及び名古屋証券取引市場第一部に上場しており流動性を有するため、取引機会が確保されていること、本株式交換の対価として、当社の普通株式を交換対価として名機製作所の株主が受け取る場合には、本株式交換による名機製作所の完全子会社化に伴う効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、当社株式を本株式交換に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項(会社法施行規則第 193 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 名機製作所についての事項(会社法施行規則第 193 条第 3 号)

(1) 名機製作所に係る計算書類等の内容

名機製作所の最終事業年度(自:平成 26 年 4 月 1 日、至:平成 27 年 3 月 31 日)に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。

(2) 名機製作所の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 193 条第 4 号)

(1) 重要な事業の譲受け

当社は、平成 27 年 1 月 26 日開催の取締役会に基づき、株式会社日立プラントメカニクスとの間で、当社が株式会社日立プラントメカニクスとの同時二軸延伸機事業を 2 億 4,000 万円で譲り受けることを内容とする平成 27 年 1 月 30 日付事業譲渡契約を締結し、平成 27 年 4 月 1 日に当該事業の譲受けを完了いたしました。

(2) 資金の借入れ

当社は、平成 27 年 1 月 26 日開催の取締役会に基づき、平成 27 年 3 月 31 日付で株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとする以下の内

容のシンジケートローン契約を締結し、平成 27 年 4 月 7 日に借入れを実行しました。

- ア 資金用途
社債の償還、借入金の返済、投融資資金
- イ 借入先
株式会社三井住友銀行ほか
- ウ 借入金額
300 億円
- エ 借入実行日
平成 27 年 4 月 7 日
- オ 返済期限
平成 32 年 4 月 7 日 (50 億円)
平成 34 年 4 月 7 日 (150 億円)
平成 37 年 4 月 7 日 (100 億円)
- カ 返済方法
期日一括返済
- キ 担保提供
なし

(3) 株式取得による会社等の買収

当社は、平成 27 年 4 月 21 日開催の取締役会に基づき、SM PLATEK CO., LTD. の株主との間で、当該株主から平成 27 年 5 月 8 日付で同社株式 8,000 株 (取得後の持ち分比率 80%) を 26 億 3,500 万円で取得することを内容とする平成 27 年 4 月 22 日付株式譲渡契約を締結し、平成 27 年 5 月 8 日に同社を当社の子会社としました。

(4) 自己株式の取得

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会に基づき、平成 27 年 5 月 27 日に、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT - 3) により、自己株式 5,173,000 株を 29 億 3,826 万 4,000 円で取得しました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 193 条第 5 号)

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社日本製鋼所（以下「甲」という。）及び株式会社名機製作所（以下「乙」という。）は、平成27年11月30日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社日本製鋼所
住所：東京都品川区大崎一丁目11番1号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：株式会社名機製作所
住所：愛知県大府市北崎町大根2番地

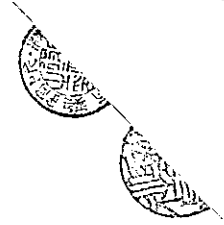
第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の総数に0.21を乗じて得た数の甲の株式を基準時における乙の株主（甲を除く。）に対して交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式0.21株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従って甲が基準時における乙の各株主（甲を除く。）に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：金0円



(2) 資本準備金：金0円

(3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成28年3月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

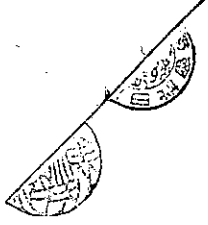
第5条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第6条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

[以下余白]



本契約成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月30日

甲：東京都品川区大崎一丁目11番1号

株式会社日本製鋼所

代表取締役社長 佐藤 育男



乙：愛知県大府市北崎町大根2番地

株式会社名機製作所

代表取締役社長 村上 博司



別紙2 最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、円安の効果もあり輸出関連企業を中心とした収益の改善を背景に緩やかな回復が続いております。平成26年4月の消費税率引き上げ後の消費動向につきましては、個人消費を中心に大きく落ち込み、その後徐々に持ち直しつつあるものの、円安により海外調達コストが増加したことで物価上昇に伴う実質賃金が下落し、全体として勢いを欠いている状況が続いております。

一方海外では、米国経済が個人消費を中心に底堅い成長を継続しており、欧州経済においてはユーロ安を背景に回復の兆しが見えつつあります。

このような状況のもとで当社は、企業収益の向上による設備投資増が好影響となり、自動車関連向けの大型射出成形機を軸に順調に推移してまいりました。

当事業年度の受注高につきましては、前期に比べ6.4%増の6,963百万円となりました。売上高につきましては、射出成形機が好調で4,499百万円（前期比86.0%増）、プレス機610百万円（前期比98.2%増）、金型・周辺機器等その他を含めた全売上高は7,483百万円（前期比37.9%増）と増加しました。これにより国内売上高は3,854百万円（前期比39.9%増）、海外売上高は3,628百万円（前期比35.8%増）となり売上高に占める輸出比率は48.5%となりました。

利益面につきましては、売上高の増加により経常利益151百万円（前期比228.5%増）となりましたが、厚生年金基金解散損失引当金繰入額の特別損失99百万円を計上したため、当期純利益65百万円（前期比37.1%減）となりました。

| 事業別 | 売上高 | 受注高 |
|------------|----------|----------|
| 射出成形機事業 | 4,499百万円 | 3,761百万円 |
| プレス機事業 | 610百万円 | 506百万円 |
| 金型・周辺機器等事業 | 1,182百万円 | 1,505百万円 |
| 部品・その他 | 1,190百万円 | 1,190百万円 |
| 合計 | 7,483百万円 | 6,963百万円 |

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において、実施しました会社の設備投資額の総額は120百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢は不透明な状況が継続する見通しであります。当社は平成21年度に実施した合理化対策以降、親会社である株式会社日本製鋼所製品の取込み、原価改善、生産性の向上等の経営改善並びに大型特殊機に特化した販売戦略を展開した結果、平成23年度以降利益を計上することができました。

しかし、将来の安定的な事業展開、収益向上のためには新製品を市場投入し、第2、第3の柱となる製品を育成することが必要です。そのためには先進企業が集中する中部地区において、当社の保有する油圧技術、プレス技術を活かすことのできる新分野に積極的に対応し、経営基盤をより強化し財務体質を改善させてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 平成23年度 第70期 | 平成24年度 第71期 | 平成25年度 第72期 | 平成26年度 第73期 |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 受 注 高 | 6,098百万円 | 5,982百万円 | 6,601百万円 | 6,963百万円 |
| 売 上 高 | 6,275百万円 | 6,304百万円 | 5,426百万円 | 7,483百万円 |
| 当期純利益 | 91百万円 | 153百万円 | 104百万円 | 65百万円 |
| 1株当たり 当期純利益 | 3.88円 | 6.52円 | 4.46円 | 2.80円 |
| 総 資 産 (純資産) | 5,556百万円 (1,575百万円) | 4,961百万円 (1,728百万円) | 5,824百万円 (1,833百万円) | 6,492百万円 (1,864百万円) |

※当事業年度から事業報告を単体ベースで記載しておりますので、単体ベース4期分を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社である株式会社日本製鋼所は当社の株式12,211千株（持株比率51.92%）を保有いたしております。

②重要な子会社の状況

当社の子会社であるMEIKI (Thailand) Co., Ltd. は、平成26年6月17日付の臨時取締役会において解散を決議し、現在清算手続き中であることから、重要な子会社から除外しました。

(7) 重要な企業結合等

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

| 事業 | 主要製品 |
|------------|---------------------------------|
| 射出成形機事業 | 電動射出成形機、NS・VR・特殊／大型射出成形機、導光板専用機 |
| プレス機事業 | MHPCプレス機、大型積層板プレス機、MVLPLラミネータ |
| 金型・周辺機器等事業 | 各種金型、特殊成形装置 |
| 部品・その他 | 各種部品 |

(9) 主要な営業所及び工場(平成27年3月31日現在)

| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 |
|----------|--------|-------|--------|
| 本社及び本社工場 | 愛知県大府市 | 大阪営業所 | 大阪府吹田市 |
| 中部支店 | 愛知県大府市 | 静岡営業所 | 静岡県静岡市 |
| 東京支店 | 埼玉県上尾市 | | |

(10) 従業員の状況(平成27年3月31日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|------------|-------|--------|
| 169名 | 1名 | 42.4歳 | 17.78年 |

(11) 主要な借入先及び借入額(平成27年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行 | 700百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 350百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 350百万円 |
| 株式会社広島銀行 | 125百万円 |
| 株式会社愛知銀行 | 125百万円 |

2. 会社の株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,515,958株 (自己株式34,042株を除く)
- (3) 株主数 1,530名
- (4) 大株主(上位10名の株主)

| 株主名 | | 持株数 | 持株比率 |
|-----|--------------|----------------------|--------------------|
| 1 | 株式会社日本製鋼所 | 12,211 ^{千株} | 51.92 [%] |
| 2 | 名機製作所取引先持株会 | 1,176 | 5.00 |
| 3 | 新行内儀春 | 354 | 1.50 |
| 4 | 株式会社トライマックス | 347 | 1.47 |
| 4 | 株式会社慶祐 | 347 | 1.47 |
| 4 | 株式会社ケーイーアイ | 347 | 1.47 |
| 7 | 明治安田生命保険相互会社 | 212 | 0.90 |
| 8 | 岡邊博昭 | 200 | 0.85 |
| 9 | 名機製作所従業員持株会 | 192 | 0.81 |
| 10 | 北村宗弘 | 157 | 0.66 |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を減じた株式数で算出し、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成27年3月31日現在)

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|-------------|---|
| 村上博司 | 代表取締役社長 | 株式会社日本製鋼所 執行役員 |
| 牧洋 | 取締役(品質保証部長) | |
| 平松裕司 | 取締役(生産部長) | |
| 八幡龍太郎 | 取締役(管理本部長) | |
| 三戸慎吾 | 取締役 | 株式会社日本製鋼所 産業機械事業部副事 業部長兼企画管理部 長 |
| 高士了治 | 常勤監査役 | |
| 鈴木進也 | 監査役 | いぶき法律事務所 代表(弁護士) |
| 牧原徳充 | 監査役 | 牧原総合事務所 代 表 監査法人東海会 計社 代表社員 土地家屋調査士法人 東海登記測量 代表 社員 |

- (注) 1. 取締役 三戸慎吾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木進也氏及び牧原徳充氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 鈴木進也氏及び牧原徳充氏は、名古屋証券取引所に對し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役 牧原徳充氏は、公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 金森泰志氏は、平成26年6月20日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

取締役5名 33百万円

監査役3名 16百万円(うち社外2名6百万円)

- (注) 1. 取締役報酬には、使用人兼務取締役(1名)の使用人分給与8百万円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第47期定時株主総会において月額15百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第64期定時株主総会において月額3.7百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 三戸 慎吾

(イ) 重要な兼職先と当社の関係

当社親会社である株式会社日本製鋼所の産業機械事業部副事業部長兼企画管理部長を兼務しております。同社との間には受託販売、受託生産及び共同開発を行っております。

(ロ) 当事業年度における活動状況

平成26年6月20日就任以降開催された取締役会（13回開催）の出席は12回（92%）、豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜発言を行いました。

②監査役 鈴木 進也

(イ) 重要な兼職先と当社の関係

いぶき法律事務所の代表者で弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会（19回開催）の出席は16回（84%）、監査役会（13回開催）への出席は13回（100%）、弁護士としての観点から専門的見地で適宜発言を行いました。

③監査役 牧原 徳充

(イ) 重要な兼職先と当社の関係

牧原総合事務所の代表者で公認会計士・税理士であります。また、監査法人東海会計社の代表社員、土地家屋調査士法人東海登記測量の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

平成26年6月20日就任以降開催された取締役会（13回開催）の出席は13回（100%）、監査役会（10回開催）への出席は10回（100%）、会計・税務・財務分野の豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行いました。

(4) 親会社またはその子会社（当社を除く）から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 14百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 14百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム

当社が内部統制システムの構築の基本方針として決議した事項は、次のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス・リスク管理規程」及び「企業行動規範」を定める。また、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社の取締役・使用人の法的安全を守るとともに社会的責任を追求する企業統治の確立を目的として、コンプライアンスの徹底を図る。

内部監査室が定期的にコンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、社

長及び監査役へ適宜報告する。

さらに、コンプライアンス上、疑義ある行為について使用人が社内コンプライアンス相談窓口（ホットライン窓口）を通じて会社へ通報できる内部通報制度を運営する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、管理部を対応統括部署とし、警察等の外部専門機関と密接な連携をもちながら、組織全体として対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか稟議書等の重要な職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、取締役、監査役、会計監査人が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、コンプライアンス・リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。コンプライアンス・リスク管理委員会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、適宜臨時取締役会を開催する。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を管理する担当役員を配置し、子会社管理規程に基づき子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務の状況は、定

期的に当社の取締役会に報告する。

子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

また、グループ内取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らして適切なものとし、公正性を保持する。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役が補助使用人を求めた場合は、その必要度に応じて最適な組織を取締役と監査役が協議の上決定する。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒に関しても監査役会の事前の同意を得た上で決定し、取締役からの独立性を確保する。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、

- i. 監査役が出席する会議（コンプライアンス・リスク管理委員会、部長会、その他業務会議等）を再確認する。
- ii. 監査役が閲覧する資料（稟議書、契約書、即報等）及びその閲覧方法を再確認する。
- iii. 監査役は支店・営業所並びに海外子会社の監査を原則として2年を目途に一巡する。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は役付取締役と定期的な意見交換会（従前から開催している「経営懇談会」）を開催し、互いの意思疎通及び監査の実効性を高めるための重要な機会とする。

監査役は、内部監査室と定期的な意見交換会を開催し緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じ会計監査人に報告を求める。

(2) **株式会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

〔利益配分に関する基本方針〕

当社は、剰余金処分につきましては企業体質の強化を図りつつ、株主各位に対して安定的な利益還元を努めていくことを基本としております。内部留保金につきましては、中長期的展望に立った開発活動及び経営体制の効率化・省力化のための投資等に活用し企業競争力と企業体質のさらなる強化に取り組んでまいります。

当事業年度につきましては、利益は確保したものの安定した黒字体質の基盤としてまだ十分とは言えないものがあります。そのような状況を踏まえ、内部留保を十分に確保してより強固な財務基盤とするため、株主の皆様には誠に心苦しい限りでございますが、前期に引き続き今期も無配とさせていただきますのでご理解の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 5,351,760 | 流 動 負 債 | 3,482,013 |
| 現金及び預金 | 970,514 | 支払手形 | 587,081 |
| 受取手形 | 456,602 | 買掛金 | 1,007,361 |
| 売掛金 | 1,651,107 | 短期借入金 | 1,262,500 |
| 製品 | 0 | 1年以内返済予定の長期借入金 | 235,000 |
| 仕掛品 | 1,002,063 | リース債務 | 28,692 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,140,190 | 未払費用 | 237,312 |
| 繰延税金資産 | 107,218 | 未払法人税等 | 24,532 |
| 前払費用 | 21,878 | 前受金 | 18,172 |
| その他 | 3,450 | 預り金 | 6,310 |
| 貸倒引当金 | △1,266 | 完成工事補償引当金 | 51,100 |
| 固 定 資 産 | 1,140,714 | その他 | 23,950 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,035,101 | 固 定 負 債 | 1,145,896 |
| 建物 | 555,337 | 長期借入金 | 152,500 |
| 構築物 | 34,781 | リース債務 | 75,284 |
| 機械及び装置 | 121,035 | 退職給付引当金 | 818,491 |
| 車両運搬具 | 5,661 | 厚生年金基金解散損失引当金 | 99,620 |
| 工具、器具及び備品 | 42,050 | 負 債 合 計 | 4,627,909 |
| 土地 | 219,035 | 純 資 産 の 部 | |
| リース資産 | 48,878 | 株 主 資 本 | 1,864,565 |
| 建設仮勘定 | 8,320 | 資本金 | 1,110,029 |
| 無 形 固 定 資 産 | 59,656 | 資本剰余金 | 625,270 |
| 借地権 | 3,100 | 資本準備金 | 625,270 |
| ソフトウェア | 5,831 | 利益剰余金 | 136,408 |
| リース資産 | 46,715 | その他利益剰余金 | 136,408 |
| 施設利用権 | 4,009 | 繰越利益剰余金 | 136,408 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 45,956 | 自己株式 | △7,143 |
| 投資有価証券 | 5,675 | 純 資 産 合 計 | 1,864,565 |
| 関係会社株式 | 4,606 | 負 債 純 資 産 合 計 | 6,492,475 |
| 繰延税金資産 | 12,596 | | |
| 破産更生債権等 | 4,656 | | |
| 長期前払費用 | 69 | | |
| その他 | 23,009 | | |
| 貸倒引当金 | △4,656 | | |
| 資 産 合 計 | 6,492,475 | | |

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------|--------|-----------|
| 売上高 | | 7,483,221 |
| 売上原価 | | 5,702,254 |
| 売上総利益 | | 1,780,967 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,647,263 |
| 営業利益 | | 133,703 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 60 | |
| 受取配当金 | 26,464 | |
| 仕入割引 | 333 | |
| 受取賃貸料 | 7,230 | |
| その他 | 17,586 | 51,675 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 25,285 | |
| 有形売却損 | 152 | |
| 為替差損 | 6,959 | |
| その他 | 1,154 | 33,551 |
| 経常利益 | | 151,827 |
| 特別損失 | | |
| 厚生年金基金解散損失引当金繰入額 | 99,620 | |
| 固定資産除売却損 | 65 | 99,686 |
| 税引前当期純利益 | | 52,140 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 26,747 |
| 法人税等調整額 | | △40,491 |
| 当期純利益 | | 65,884 |

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|-----------|---------|-------------------------------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | | |
| 平成26年4月1日残高 | 1,110,029 | 625,270 | 104,813 | △7,104 | 1,833,009 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △34,289 | | △34,289 |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高 | 1,110,029 | 625,270 | 70,523 | △7,104 | 1,798,719 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | | 65,884 | | 65,884 |
| 自己株式の取得 | | | | △38 | △38 |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 65,884 | △38 | 65,845 |
| 平成27年3月31日残高 | 1,110,029 | 625,270 | 136,408 | △7,143 | 1,864,565 |

| 項 目 | 純資産 合計 |
|-------------------------|-----------|
| 平成26年4月1日残高 | 1,833,009 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | △34,289 |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高 | 1,798,719 |
| 事業年度中の変動額 | |
| 当期純利益 | 65,884 |
| 自己株式の取得 | △38 |
| 事業年度中の変動額合計 | 65,845 |
| 平成27年3月31日残高 | 1,864,565 |

個別注記表

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

(イ)時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

(ロ)時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

①製品及び仕掛品

主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として建物及び建物附属設備については定額法に（リース資産を除く）よっております。その他は定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。但し、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 工事損失引当金 事業年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
- (3) 完成工事補償引当金 完成工事に係る補償に備えるため、見積額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
- ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 厚生年金基金解散損失引当金 厚生年金基金の解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等に関する合理的な見積額を計上しております。

(追加情報)

当社が加入している「愛鉄連厚生年金基金」において、代議員会で特例解散の方針が決議されたため、基金の解散に伴う損失の負担見込額を合理的に算定できる場合に、その損失の発生に備えて引当金を計上することといたしました。

基金解散に伴う損失の負担見込額について、第2四半期会計期間において確定した同基金の平成26年3月31日現在の決算数値をもとに、適用される按分率を考慮し試算した結果、厚生年金基金解散損失引当金繰入額99,620千円を特別損失に計上しております。

4. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首に退職給付引当金が34,289千円増加し、利益剰余金が34,289千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響額は軽微であります。

【表示方法の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

該当事項はありません。

【誤謬の訂正に関する注記】

該当事項はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,727,401千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|------------|-----------|
| (1) 短期金銭債権 | 211,483千円 |
| (2) 短期金銭債務 | 653,044千円 |

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|------------|-------------|
| 営業収益 | 636,115千円 |
| 営業費用 | 1,285,917千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 37,832千円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | |
|------------|-------------|
| 発行済株式 普通株式 | 23,550,000株 |
| 自己株式 普通株式 | 34,042株 |

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の非上場株式です。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業金銭債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約を利用することがあります。デリバティブ取引の執行・管理については経理部が実施しております。投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）をご参照ください。）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 970,514 | 970,514 | — |
| (2) 受取手形 | 456,602 | 456,602 | — |
| (3) 売掛金 | 1,651,107 | 1,651,107 | — |
| 資産計 | 3,078,225 | 3,078,225 | — |
| (1) 支払手形 | 587,081 | 587,081 | — |
| (2) 買掛金 | 1,007,361 | 1,007,361 | — |
| (3) 短期借入金 | 1,262,500 | 1,262,500 | — |
| (4) 1年以内返済予定の 長期借入金 | 235,000 | 236,785 | 1,785 |
| (5) リース債務(短期) | 28,692 | 30,950 | 2,257 |
| (6) 長期借入金 | 152,500 | 150,670 | △1,829 |
| (7) リース債務(長期) | 75,284 | 73,300 | △1,984 |
| 負債計 | 3,348,419 | 3,348,649 | 229 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 1年以内返済予定の長期借入金、(5) リース債務(短期)、
(6) 長期借入金、(7) リース債務(長期)

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入及びリースを行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額(千円) |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 5,675 |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 現金及び預金 | 970,514 | — | — | — | — | — |
| 受取手形 | 456,602 | — | — | — | — | — |
| 売掛金 | 1,651,107 | — | — | — | — | — |
| 金銭債権計 | 3,078,225 | — | — | — | — | — |
| 短期借入金 | 1,262,500 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 235,000 | 85,000 | 55,000 | 12,500 | — | — |
| リース債務 | 28,692 | 29,209 | 23,673 | 17,316 | 5,085 | — |
| 有利子負債計 | 1,526,192 | 114,209 | 78,673 | 29,816 | 5,085 | — |

【賃貸等不動産に関する注記】

該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

| | |
|---------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 繰越欠損金 | 1,193,857千円 |
| 退職給付引当金 | 259,347 |
| 貸倒引当金 | 1,610 |
| 一括償却資産 | 478 |
| 減価償却超過額 | 14,250 |
| たな卸資産評価損 | 30,030 |
| 未払賞与 | 35,968 |
| 完成工事補償引当金 | 16,571 |
| 社会保険引当金 | 5,255 |
| 未払事業税 | 2,857 |
| 関係会社株式評価損 | 2,455 |
| 厚生年金基金解散損失引当金 | 31,529 |
| その他 | 4,946 |
| 計 | 1,599,158 |
| 評価性引当額 | 1,479,343 |
| 繰延税金資産の合計 | 119,815 |

(追加情報)

(法人税等の税率変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.94%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.43%に、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.65%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6,599千円減少し、法人税等調整額が6,599千円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限

度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は9,895千円減少し、法人税等調整額が9,895千円増加しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社 の名称 | 議決権の 所有割合 | 関連当事 者との関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|---------------------------|-----------------------|----------------------|-------|--------------|-------------|-------------------|
| 親 会 社 | 株式 会社 日本 製鋼 所 | (被所有) 直接 51.92% | 製品 の販 売・仕 入 | 売上(注) | 536,573 | 受取手形 売掛金 | 123,933 54,380 |
| | | | | 仕入(注) | 1,155,140 | 買掛金 未払費用 | 601,487 32 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、個別の交渉により決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 79円28銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円80銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 名機製作所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智 昭 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲 吉 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名機製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席又は出席監査役の会議出席メモもしくは議事録を閲覧するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5 月15日

株式会社名機製作所 監査役会

常勤監査役 高 士 了 治 ㊟

社外監査役 鈴 木 進 也 ㊟

社外監査役 牧 原 徳 充 ㊟

以 上